

一般

児童手当現況届

児童課 ☎9153

●児童手当は6月30日(月)までに現況届の提出が必要です

現況届は、毎年6月1日の状況を届け出て、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

平成26年度の現況届は、平成26年5月まで児童手当を受給していた人へ6月上旬に発送する予定です。

この届けの提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりしますので、注意してください。

ただし、5月に新たに児童手当の手続きをして6月分から支給開始となる人や、5月31日(土)までに転出などにより資格喪失となった人は提出は不要です。

なお、平成26年1月2日以降に廿日市市に転入してきた人は平成26年度(平成25年中)所得証明書が必要です(平成26年1月1日現在の住民登録地の市区町村で取得してください)。

申請受付窓口

申請は郵便のほか、市役所1階児童課、各支所市民福祉グループでも受け付けます。

受付時間 8時30分～17時

納期限 6月30日(月) 市県民税(普通徴収) 第1期 市県民税(普通徴収) 全納(ただし全納の場合は「取扱期限日」)

夜間納税窓口 6月23日(月)・24日(火) 17時30分～20時 市役所1階税制収納課 問 ☎9111

税制収納課 問 ☎9111

私立幼稚園保育料の助成

教育総務課 ☎9200

対象 市内在住で私立幼稚園に通園している満3歳から5歳(4月1日現在)児がいて、平成26年度市民税所得割額が19歳未満の扶養親族の数などによって市が定める額以下の世帯

申込方法 通園している幼稚園で関係書類を受け取り、幼稚園へ提出してください。

提出締切

7月1日(火)

景観づくり大賞表彰作品

都市計画課 ☎9190

広島県景観会議の審査委員会が開かれ、第21回景観づくり大賞の表彰作品が決まりました。

最優秀賞 「なごむ町並」

撮影者 中山隆博さん

また、各市町の推薦に基づき、「ふるさと特別賞」を選定し、廿日市市からは次の作品が選ばれました。



「宮島町の町家通り」
撮影者 伊藤 英雄さん

景観づくり大賞は、ふるさと広島への持つ優れた景観を広く伝え、保全し、景観づくりの気運を高めるものです。今年度も10月ごろに、広島県の優れた景観、あなたのお気に入りの景観の写真を募集する予定です。皆さんの応募をお待ちしています。

農業委員会委員一般選挙

廿日市市選挙管理委員会事務局 ☎9101

選挙の日程

●告示日 6月29日(日)

●投票日 7月6日(日)

選挙区と定数 選挙区ごとに定められた人数を選挙します。

第一選挙区 廿日市・大野・宮島地域に登録されている人8人

第二選挙区 佐伯・吉和地域に登録されている人10人

投票できる人 平成26年3月31日現在、農業委員会委員選挙人名簿に登録されている人

選挙のお知らせはがき 選挙の際には、「選挙のお知らせ」はがきを7月1日(火)ごろから送付する予定です。記載事項を確かめ、投票するときに持って来てください(忘れてたり紛失したりしても投票できますので投票所で申し出てください)。

※立候補者数が定数を超えなかった場合、その選挙区は無投票となります。無投票の場合は、選挙のお知らせはがきを送付しません

投票所 投票所の場所・投票時間をはがきに記載してあります。通常選挙の投票所と異なることがあるため、確認してください。

第一選挙区

廿日市地域

第1投票区 佐方市民センター

第2投票区 平良小学校

第3投票区 原市民センター

第4投票区 宮内市民センター

第5投票区 地御前市民センター

第6投票区 大野3区集会所

第7投票区 大野6区集会所

第8投票区 宮島支所

第二選挙区

佐伯地域

第9投票区 玖島ふれあいセンター

第10投票区 友和市民センター

第11投票区 さいき文化センター

第12投票区 浅原中央活性化センター

第13投票区 栗栖集会所

第14投票区 吉和福祉センター

期日前投票 投票日に用事や仕事、旅行、病気などで投票に行けない人は、事前に期日前投票ができます。期日前投票の際には、「期日前投票宣誓書」に所定の事項を記入することが必要です。はがきの裏面に「期日前投票宣誓書」を印刷しています。あらかじめ氏名や住所を記入しておく、期日前投票所での宣誓書への記載が不要で受け付けが早く済みます。期日前投票される際は活用してください。

とき 6月30日(月)～7月5日(土)8時30分～20時

第一選挙区

市役所本庁舎、大野支所、宮島支所のいずれかの期日前投票所

第二選挙区

佐伯支所、吉和支所のいずれかの期日前投票所

立候補予定の人へ

立候補予定者説明会を次のとおり開催します。立候補を予定している人は、出席してください。

とき 6月18日(水)13時30分

ところ 市役所7階会議室

内容 立候補届などの用紙の配布と、その記入方法や選挙の日程などの説明を行います。

許さない、ごみの不法投棄

廃棄物対策課 ☎9133

ごみの不法投棄は法律で禁止されています。街の美観を損ねるだけでなく、わたしたちの生活の源である生活用水を汚染するおそれもあります。

自分の土地はきちんと管理

不法に投棄されたごみは、原則として土地の所有者・管理者がごみを撤去することになりますので、きちんと土地の管理をするように心掛けましょう。不法投棄防止のためには、ごみを捨てられない環境づくりも大切です。市民の皆さんのご協力をお願いします。

①自分が所有する空き地の雑草などを刈り取り、清潔に保ちましょう。

②空き地などを第三者に貸す場合は、不法投棄につながらないよう十分に注意しましょう。

③自分が所有する空き地には、柵を設けたり看板を立てたりして、他人が入れないようにしましょう。

不法投棄の現場を目撃したら車のナンバーや特徴などを警察に連絡するなど「不法投棄を許さない」意識をもちましょう。

貯水槽水道の適切な管理

水道局業務課 ☎5295

環境政策課 ☎9132

ビルやマンションのように、受水槽に水道水を受けて給水する水道(貯水槽水道)は、受水槽以降の設備は設置者の所有物です。

水槽などの衛生管理が不十分な場合、水質に異常(色・濁り臭い・味)が生じることがあります。設置者は定期的な清掃や点検など、適正な管理に努めましょう。

また、10 m以上の受水槽設置者は1年以内に1回、定期的に水槽の清掃や検査を受けることが義務付けられています。

農地の転用には、許可・届出が必要です

農業委員会事務局 ☎9214

農地を転用したり、転用のために農地を売買などをしたりするときは、あらかじめ農地転用の許可を受けなければなりません(市街化区域内の場合は、事前の届け出が必要です)。

違反転用には罰則があります

許可を受けないで農地を転用すると農地法違反となり、農地などの権利取得の効力が生じないだけでなく、工事の中止や原

状回復などを命じられることがあります。

また、違反転用をした者は、三年以下の懲役または300万円以下(法人の場合は一億円以下)の罰金という罰則が科せられることがあります。

農地転用の相談は、農業委員会事務局で受け付けています。

狩猟免許の取得補助制度

農林水産課 ☎9148

有害鳥獣による農作物被害の増加を防止するため、市では狩猟免許試験の合格者に、取得費用の一部の補助を行います。

対象者 市内に住民票があり、狩猟免許(わな猟・網猟に限る)を今年度新たに取得した人(講習、試験を受ける事前に申請した者に限る)。

補助金額 広島県猟友会が開催する狩猟免許初心者講習会の受講料と、広島県が実施する狩猟免許試験手数料の2分の1。

申請方法 農林水産課にある申請書を提出してください。

空き地は、適正に管理しましょう

環境政策課 ☎9132

雑草が伸びる季節となりました。空き地の管理を怠ると、害虫の発生やたばこのポイ捨てな

どが火災の発生の原因になり、近隣に迷惑がかかる恐れがあります。

空き地の所有者は、雑草をこまめに刈り取るなど、清潔な生活環境を保持できるよう、空き地の適正な管理をお願いします。

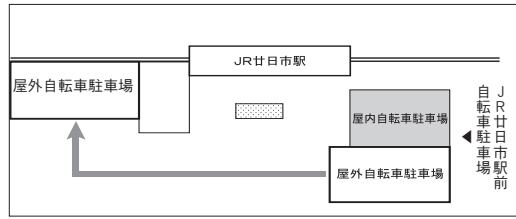
なお、遠方に住んでいるなどの理由で、自身での除草が困難な場合は、廿日市市シルバー人材センター ☎201468に相談してください。

JR廿日市駅前自転車駐車場利用の変更

維持管理課 ☎9173

JR廿日市駅周辺整備工事に伴い、7月1日(火)から屋外自転車駐車場を駅西側へ移転します。なお、屋内自転車駐車場は引き続き利用できます。

詳しくは、市維持管理課またはJR廿日市駅前自転車駐車場 ☎27374へお問い合わせください。



経済センサス基礎調査		商業統計調査
調査日	7月1日	
調査期間	6月下旬～7月下旬	
調査対象	全ての事業所(ただし、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所は除く)	全ての商業事業所(卸売・小売業の事業所)

経済センサス基礎調査・商業統計調査を実施

広報統計課 ☎9122

表のとおり、「経済センサス・基礎調査」・「商業統計調査」を同時に実施します。

日本経済の「いま」を知り、「未来」に役立てるための大切な調査です。

調査の対象となる事業所には、6月下旬から調査員が伺いますので、回答にご協力をお願いします。なお、調査内容は統計作成の目的以外に使用することはありません。また、インターネットによるご回答もできますので、ぜひご利用ください。

■ 厳島歴史探索
「包ヶ浦と厳島合戦」 参加者募集

厳島合戦での毛利元就の進軍ルートと広島湾要塞を歴史案内人と一緒に歩いてみませんか。

とき 6月22日(日)9時30分～15時 集合場所 宮島棧橋前広場

定員 30人(最低催行人数10人) 参加費 大人3千円、小人2千円(食費代)

申込み 宮島観光協会 問 ☎42011